

19世紀の世界と東アジア

ー 不平等条約体制の機能について ー

小風 秀雅

1. なぜペリーは日本に来たのか ペリーの日本遠征の意義

1854年に締結された日米和親条約の目的が、自国船員の生命財産の保護（外交法権）、薪水の補給・船舶修理の寄港地・貯炭所の設置、通商の開始の足掛かり、などにあつたため、いままでペリー来航の理由として、1.アメリカ太平洋の捕鯨業の利益、2.燃料用石炭の補給、3.対中貿易ルートの確保、などが指摘されてきている。しかし、こうしたアメリカ単独の利害を超えて、ペリー来航は世界の関心の的であつた。

ペリー遠征が西洋世界の注目の的であつたことは、当時英国紙「タイムズ」が、折にふれてペリーの動静を伝えていることから理解される。たとえば、1852年3月26日の「アメリカからの通信」では、鎖国日本の危険性と開国の必要性についてつぎのように記している。

日本は外国と通商関係を結ぶことを拒否しているだけでなく、外国の船舶が遭難した時にすら港に入ることを拒否し、海岸に近づくと砲撃する。そして、暴風のために、海岸に漂着すると乗組員を捕虜にし、投獄して、実際に殺してしまうこともある。世界の海岸の一部分を占有しているどの国も、他の国とあらゆる通商関係を拒否する権利は有しない。このような権利を侵害する野蛮国を排撃することは、文明国およびキリスト教の任務である。・・・アメリカ政府はヒューマニティの立場からも日本のこの態度を改めさせるべきである。

しかしなぜ極東の日本の開国がこれほど重要視されたのであろうか。

服部之総は、『中央公論』1931（昭和6）年11月号に「汽船が太平洋を横断するまで」というエッセイを発表している。そのなかで、カリフォルニアにおける金鉱の発見に対するカール・マルクスの評価について、つぎのように引用している。

カリフォルニアの金とヤンキーの不撓の精力のおかげで、太平洋の両岸はたちまちのうちに、今日ボストンからニューオーリンズにいたる海岸同様の人口を持つこととなり、商業の天地と化するであろう。

その時こそ太平洋は、今日大西洋がそして古代中世に地中海が演じた同じ役割をー世界交通の大水路たる役割を演ずることとなるだろう。同時に大西洋は、今日の地中海同様の単なる内海の役割にまで没落してしまうのだ。（服部之総「汽船が太平洋を横断するまで」（『黒船前後・志士と経済』岩波文庫、1981年、45～6頁）

このマルクスの文章は1850年のものであるから、まだペリーの日本遠征計画は開始されていない。しかし、ゴールド・ラッシュがやがて太平洋を横断してアジアに到達すること、アメリカの西海岸と東アジアとが海運によって結ばれることによって、世界の構造が一変するであろうことを、見事に予言しているのである。

同じ文章で服部は、日本の開国以前は、世界の極東は中国であると言っている。当時ヨーロッパからアジアにやってくるには、地中海から中東地域を横断して（あるいはアフリカ大陸の喜望峰を迂回して）インド洋に出て、東南アジアを経由するという東回りのルートしかなかった。中国の先には鎖国日本があるだけであり、世界はいわば「扁平」な形なのであった。

これに対して、このルートとは逆回りに、ヨーロッパから大西洋・アメリカ大陸を横断し、太平洋を渡ってアジアに到達する西回りルートを実現するためには、太平洋を横断する汽船航路が開設される必要があった。

太平洋が世界交通の大水路となるためには、アメリカ西海岸と極東の中国との間に存在する、この「危険」な日本を開国させることが不可欠だった。この

ルートが開設されれば、今まで世界の東の端であった日本と西の端であったアメリカ西海岸が結ばれ、世界は、端のない円形の構造へと変化することになる。アジアへのルートは多元化し、より強く西洋と結びつくことになる。

そしてペリーは、日本の開国に成功し、太平洋横断の西回りルートの実現可能性は大きく前進したのである。つまりマルクスの予言は、当時の欧米列強の東アジアに対する関心の核心を言い当てていたのである。

上海の英字紙「ノース・チャイナ・ヘラルド」は、日米和親条約の意義について、1854年11月11日につぎのように報じている。

2つの重要な港町が通商に扉を開き、石炭貯蔵所も確保されている。国際的権利も認められ、日本沿岸は遭難した捕鯨船員や難破船乗組員にとって、もはや恐ろしい悪名高い海岸ではない。アメリカ西部とアジア東部を連続して結ぶ鎖に、さらに一環が加えられたのである。太平洋横断航路建設計画は、ペリー提督遠征の成果を示す好例となろう。そして合衆国からさらにヨーロッパに至るカリフォルニア・ルートの開設は、2つの交通機関と規制の行き届いた競争とにより、P&O郵船会社による独占の危険を除くのに時宜を得たものとなるかもしれない。計画中の蒸気船航路で太平洋を横断する者は、その生涯の公職を過ごし終えた旧友ペリー提督を思い起こすことであろう。

交通革命と東アジア

さてここで注目すべきは、このルートを実現させたのが汽船海運であった、ということであろう。

ペリーの乗ってきた蒸気軍艦は当時最先端の技術であり、蒸気船の登場によって、それまで帆船に頼っていた世界の交通網は一変し、東アジアを自由貿易の体制に組み込むことが可能となったのである。

当時の最新技術であった汽船と電信という交通・情報面における技術革新をさして、交通革命(traffic revolution)と呼ぶが、これらの新技術が欧米の東アジア進出を支え、アジアを世界経済の一環に組み込む力となったのである。

いみじくも初代駐日公使ハリスは、1857年12月12日(安政4年10月26日)、通商条約の締結交渉の際に、幕府に対してこう発言している。

五十年以来、西洋は種々変化仕り候。蒸気船發明以来、遠方懸へだて候国々も、極く手近のやうに相成り申し候。エレキトル・テレカラフ發明以来、別て遠方の事も相分り候やうまかりなり候。(中略)右蒸気船發明より諸方の交易も、いよいよよさかんに相成り申し候。右様相成り候故、西洋諸州何れも富み候やうまかり成り申し候。西洋各国にては、世界中一族に相成り候やういたし度き心得にこれあり。右は蒸気船相用ひ候故に御座候。(ハリス『日本滞在記』下、岩波文庫、89頁)

情報伝達手段である電信と交通手段である蒸気船の發明によって各地との貿易も、いよいよよさかになり、西洋の経済的な富強がもたらされたものである、日本はこの潮流から無縁であることはできない、だから少しでも早く条約を締結して、世界との交際を開始することが不可欠である、というのである。

蒸気船といっても軍艦ではなく商船が定期的に日本にやってくる、つまり定期航路が開設されたのは、東回り航路では、1859年にイギリスのP&O汽船会社が上海・長崎間に航路を開設したのが最初である。同社は続いて1864年に上海・横浜間に航路を開設した。また、フランスのフランス帝国郵船は、1865年に上海・横浜間の航路を開設している。

これに対して、西回りルートが実現するにはもうしばらくの時間が必要であった。ペリーが開拓した太平洋横断航路が、太平洋郵船というアメリカの汽船会社によって開設されたのはペリー来航から14年後の1867年のことであった。さらに、1869年5月のアメリカ大陸横断鉄道の全通により、西回り航路は急速に充実していった。

同時に東回り航路も、同69年11月の地中海と紅海を結ぶスエズ運河の開通により、ヨーロッパとアジアの距離は大幅に短縮された。それまでのアフリカ大陸を周回する喜望峰経由ルートに比して、ロンドン・ボンベイ間は51%、ロンドン・カルカット間で32%、ロンドン・シンガポール間で29%短縮されたのである。しかもスエズ運河を利用できるのは汽船のみであったため、時間的にも大幅に短縮が実現した。それまでアジア貿易を担ってきたクリッパー(帆船)によるヨーロッパへの輸送では、120日が必要であったが、スエズ運河の開通により、ロンドン・中国間の航海日数は60日と半分に短縮されたのである。

日本の開国は、単に極東の小国が鎖国を止めて世界の通商ネットワークに組み込まれたことを意味していたのではない。太平洋横断航路を実現させたという点において、交通革命を実現するための不可欠の一環であり、19世紀における世界の一体化を推進する上でもっとも重要な事象となったのであった。

2. 不平等条約をめぐる認識の変化 植民地化の危機をめぐる

ペリー来航から5年後の1858年7月(安政5年6月)に締結された日米修好通商条約は、他の4カ国と締結した条約とあわせて、安政の5カ国条約と呼ばれる、いわゆる不平等条約である。

安政条約で重要なポイントは、1.自由貿易が開始されたこと、2.締結された条約がいわゆる不平等条約(主な不平等条項は、領事裁判権の容認、協定関税、片務的最恵国待遇)であったこと、の二点である。つまり、自由貿易を実現するために不平等条約が強制される、という関係である。しかも、それが欧米の軍事力によって実現したという点が問題であった。

問題は、列強の軍事力がどのくらい強力であったのか、ということではなく、列強は軍事力の脅威によって何をアジアから引き出そうとしていたか、ということである。

初代の駐日総領事(のち特命全権公使に昇格)オールコックは、その著『大君の都』において、イギリスの東アジア進出の論理を明確に示している。

われわれのつねに増大する欲求や生産能力に応じるためにわれわれはたえずつぎつぎに新しい市場をさがしとめる。そして、この市場は主として極東にあるように思われる。われわれの第一歩は、条約によってかれらの提供する市場に近づくことである。相手の方では交渉に入る意図をあまりもってはいないのだから、われわれは唯一の効果的な手段をたずさえる。それは圧力である。そして、必要な貿易の便宜やいっさいの権利を与えるという趣旨の文書をえる。のこるはずかにあと一歩である。それは条約を実施し、実効ある条約にしなければならぬということだ。

背景に強圧という手段があつてしかるべきだ。そして、他の手段をもってしても条約の規定を忠実に履行させることができないなら、強圧的

な手段に訴える意志がありそうすることもできるということも知らさなければならない。(『大君の都』下、岩波文庫、第37章、289頁)

オールコックの主張は、極東の市場を開放させ、自由貿易によって商品経済的利益を獲得することがイギリスの目的であり、鎖国政策をとる国を開国させるには、圧力すなわち武力が必要である。武力を背景に自由貿易を認めさせた条約を締結し、強圧的な手段(軍事力)を示して、条約を守らせることが大事である、というものである。

強圧は自由貿易の実現のための手段という主張は、まさに「自由貿易帝国主義」の発想である。

自由貿易帝国主義とは、門戸開放と自由貿易の強要によって後進地域をイギリスに従属した衛星型経済へと転換させることを目的としてとられたイギリスの対外政策を指している。ここでいう帝国主義とは、新しい諸地域を膨張しつつある経済に統合する過程に必要とされるかぎりでの政治的機能を意味しており、その手段として、「非公式の帝国」=不平等条約体制と「公式の帝国」=植民地化のふたつがあった。

この「強圧的な手段」である軍事力をめぐって、近代史研究者の間では、長期間にわたって植民地化の危機をめぐる論争が繰り広げられてきた。近年のイギリス側からの実証研究では、1860~70年代にイギリスの軍事費は抑制され、イギリスはアジアを植民地化するだけの軍事力は保有していなかったことが指摘されている。イギリス極東艦隊は、香港を根拠地に、商業的権益を擁護するため、東南アジアの海賊の取締りや、中国や日本の沿岸の海上警備にあたっていたが、65年の39隻から74年の20隻へと急速に削減されていった。こうした点から、「東アジアにおけるイギリスの軍事力は居留地防衛以上にするものではなく、少なくとも東アジアに関する限り・・・植民地化を可能にする条件はなかった」とする指摘もある。(杉山伸也「東アジアにおける<外圧>の構造」『歴史学研究』560)

しかし、「居留地防衛」程度の軍事力という評価は、歴史的にみて過少評価なのではないか。63年8月の薩英戦争や64年9月の四国艦隊下関砲撃事件、さらには65年11月に四国代表が、兵庫開港・条約勅許を求めて連合艦隊を兵庫沖に派遣したことなど、列強の軍事力は、まさにオールコックのいう「強圧的な手段」として、常に国内政局への政治的圧力とな

っていたのである。

では植民地化の危機があったのか、といえばそうはいえないであろう。列強の軍事力はあくまでも自由貿易を維持させるための軍事力であり、それ以上のものではなかった。逆にいえば、東アジアにおいて自由貿易が維持されている限りにおいて、列強は、現地の政権となるべく円滑な関係を保持しようとしていたのである。

問題は軍事力の大小ではない。何のために軍事力が行使されたかが重要なのである。

文明共存のためのシステム

現地政権との円滑な関係を維持することを目的とした不平等条約システムにおいては、二つの協調態勢が重要であった。第一は欧米列強と東アジア諸国との協調と共存であり、第二はこの不平等条約体制を維持するための列強間の協調（共同利害の擁護）である。

まず、異なる文明が共存するためのシステムとしての不平等条約についてみてみよう。条約とは、そこに国家間の取決めを結び条約を履行するだけの力を持った主権を有する国家が存在するということが前提になっている。そこには、ヨーロッパとは異なるにせよ、法制度が存在しているのだから、ヨーロッパ人といえどもそれを守らなければならない。一般的に誤解されているように領事裁判権というのは、アジアの法律にヨーロッパ人が従わなくてもよい、という制度ではない。

しかし、アジアの国家はヨーロッパ的な意味での近代国家ではないため、ヨーロッパでは保障される人権や、財産権などが守られない危険性がある。そこで、自国民の人権や財産権が侵害される恐れのある場合（多くは自国民が被告になる場合）には、本国の法律で裁判し、法律の体系が異なることから生ずる不利益を回避しようとする制度が、領事裁判制度である。

領事裁判権というのは、異なる法制度の間に生ずる軋轢を解消するための緩衝装置として考え出されたものであった。

こうした文明共存のシステムという性格は、香港、上海、横浜といった、自由貿易の拠点となるべき開港場の建設過程のなかにもよく表れている。

香港では、中国人には利用価値がなく不毛の島と呼ばれたこの島に港灣都市を建設して、やがてアジ

ア最大の貿易都市へと発展させた。

上海では、従来の都市の北側の湿地帯に居留地を建設して、アジア貿易の最大の拠点へと発展させた。

日本では当初の開港場は神奈川とされていたが、幕府は神奈川を避けて、隣接する横浜村を開港場に指定した。当時の横浜村は小さな漁村であり、ここに外国人の居留地を建設しても、問題は少ないと考えたのである。列強は外交的に当初は異論を唱えたが、商人たちが次々に横浜に進出したため、日本側と衝突することを避けて横浜を開港場として認めたのである。

三港に共通する点は、在来の都市をなるべく避け、現地との衝突を起こさない場所（化外の地）を選んで、都市が形成されたという点である。列強は条約によって認められた開港場において、自分たちの活動拠点として、居留地を建設したが、その建設についても、なるべく現地勢力と紛争を起こさないように、従来の都市を避けて建設が進められた。現在でもアジアを代表する経済都市であるこの三港が、いずれも都市としての歴史を持たない、近代になって建設された新しい都市である最大の原因がここにある。

列強の協調と相互牽制

つぎに、第二の列強間の協調（共同利害の擁護）についてみてみよう。

不平等条約システムは、片務的最恵国待遇条項の存在により、欧米列強の協調によってより強化されていくメカニズムを有しており、列強はその限りにおいて協調することに利害の一致を見ていた。

片務的最恵国待遇条項とは、最恵国待遇（他の第三国よりも不利な地位に陥らないよう、いずれの国と比較しても最高の待遇を与えることをあらかじめ約束するという制度）が片務的であるということ、すなわち最高の待遇をアジア側が一方的に欧米側に与えるというものであり、この条項のために条約上の不平等性が一方的に欧米側に有利に強化されていく、という巧妙なシステムである。

このシステムによって、不平等条約体制の維持は列強の共通利益となり、その維持には協調してあたることとなった。その典型が不平等条約維持のための共同軍事行動である。幕末における対日軍事行動のうち薩英戦争はイギリス人殺傷事件への問責であるためにイギリスの単独行動であったが、それ以外

は四国の共同行動であった。不平等条約体制の維持は列強の共通利益であり、その維持には協調してあっていたのである。

列強の協調という側面でさらに重要なことは、条約が東アジアの植民地化への防波堤になっていた、という点である。

条約とは、そこに国家間の取決めを結び条約を履行するだけの力を持った主権を有する国家が存在するということが前提になっているが、たとえヨーロッパ的な意味での近代国家でなくとも、近代国際法の上では、主権国家として認められた場合、その国を勝手に併合したり植民地とすることは簡単にはできない。植民地化することができるのは、そこに主権を有する国家が存在せず（無主の地）、最初にそこを併合すると主張し（先占の権）、その国がその土地を実質的に支配していると各国が認めた場合に、そこを植民地化することができる、というルールがあった。そのルールから言えば、条約を締結したということは、そこに主権国家が存在することを列強が認めたということになるので、簡単には植民地化することはできない、ということになる。

この点を、再びオールコックの『大君の都』の叙述によって確認してみよう。

オールコックは、日本との条約を維持する必要性について、つぎのように述べている。これは、1863年当時のイギリスで、攘夷運動が激しく多くのイギリス人の人命が失われている状況に対して、日本との条約を維持することに疑問が示されていたことに反論するために書かれた部分だと考えられる。

われわれ〔イギリス〕の条約の目的が貿易であることはいうまでもない。西洋諸国とくにわれわれは、東洋に大きな権益をもっており、日本はその東洋の前哨地である。われわれには維持すべき威信と帝国があり、さらに巨大な通商を営んでいる。日本がこの通商の額を増大するために貢献できる程度は、大して考慮するにあていしないであろう。対日貿易などはなくてもよいであろう。（『大君の都』下、岩波文庫、第3章、96頁）

貿易上の利益は、日本の場合は大して上がらないので、日本との貿易はなくてもよい、と最初で述べている。この箇所を捉えて、イギリスは日本市場を経済的に評価していなかったとする日本市場軽視論が唱えられることがあるが、この箇所はこのあとの

部分を強調するレトリックとして読むほうがよいように思われる。大事なのは、その次の部分である。

しかし日本との貿易はさておくとしても、東洋におけるわれわれの威信というものはすこしも経費を要せずして艦隊や軍隊の代わりをつとめるひとつの力である。われわれはこの地方において、ロシア、すなわち、満州の沿岸地帯に急速にふえつつあるその経営地と対抗している。ロシアの通商が伸長し繁栄してもわれわれとしてはなんら恐れる必要はない。しかし軍艦とか軍港というような軍事力の優勢は、それほど強い防衛力をもっていない通商にとっては危険の源となる。

われわれがたとえ名目的にせよ、条約による権利を日本にもっている間は、われわれの同意なしに征服したり併合したりすることは困難であろう。ロシアはこのアジアの東端で一定の進出政策を推進しているが、他のヨーロッパ諸国が後退すれば、遠からず日本がロシア帝国の一部になることはほぼ確実である。（同前）

オールコックは、日本との条約はロシアの南下とロシアによる日本の植民地化を防止する外交上の機能を果たしている、と主張している。条約は「すこしも経費を要せずして艦隊や軍隊の代わりをつとめるひとつの力」であり、これがある限り日本を「われわれの同意なしに征服したり併合したりすることは困難であろう」といっている。

この記述は、条約を締結していることが植民地化を阻止する機能を果たしている、ということを主張したものであり、その根拠は、さきほど説明した、植民地化のルールにあると考えることができる。すなわち、欧米列強との条約締結は、欧米が、日本や中国を主権国家として認めたということであり、主権国家として認めたということは、条約の内容が不平等であるにせよ、近代国際法のルールでは、簡単に植民地化することができない、ということの意味するのである。

すなわち不平等条約は、列強のある一国による東アジアの植民地化政策を防止する相互監視機能を併せ持っていたのである。そういう意味で、19世紀の世界史のなかで、国家主権が認められていた東アジアは、列強の相互牽制により植民地化の可能性の低い、きわめて特殊な地域として位置づけられていたのであった。

朝鮮の開国

これまで述べてきた、条約のもつ植民地化の防波堤としての機能を、安政の5カ国条約から18年後に実現した朝鮮の開国についてみてみよう。

1876年に締結された日朝修好条規は、朝鮮がはじめて結んだ近代的な条約であったが、朝鮮との条約の締結は欧米列強にとっても、非常に重要な出来事であった。不平等条約であれ、条約を締結した国は万国公法上の国家として西洋世界に承認され、植民地化する権利を行使することが認められない、という近代国際法の論理により、ロシアの南下・朝鮮の植民地化を阻止するという効果を有していたのである。

朝鮮の開国をめぐる国論を二分した征韓論政変が起きる8カ月前の1873年2月19日の段階で、駐日イギリス代理公使ワトソンは、グランヴィル外相宛公信において、つぎのような報告を送っている。

朝鮮半島は中国と日本における外国貿易の主要な中心地の間に介在しているので、当然の帰結として、海軍力を有する国が朝鮮を占領するならば、その国は、日本のみならず中国における外国権益に大きな影響を及ぼし得る、ということになります。従って、朝鮮の領有は、日本や中国に利害関係を持つ国々にとって極重要な問題です。

よって、朝鮮にロシア植民地の起るのを予防することが、中国及び日本と貿易関係のある他の諸国の利益であるとみなされるとすれば、朝鮮を外国との条約関係に引き入れることによって、そういう出来事はよりよく防げる、ということになるように思われます。

この目的の遂げられるかもしれない方法が二つあるらしい、と申し上げたい。すなわち、各国が連合して圧倒的な海軍力による威嚇の下に、通商条約の締結を朝鮮人に強要するか、あるいは、もっと成功しそうな方法として、どれか一国が、正式に信任状を付与した委員に、朝鮮官憲と交渉を開始すべき訓令を授け、同委員を運ぶ船の外はいかなる武力にも支援させずに朝鮮へ派遣するか、のいずれかです。(FO.46, 165, No.41, 19 Feb. 1873. 広瀬靖子「江華島事件の周辺」『国際政治』37号より再引)

ロシアの朝鮮侵入に外交的に対抗するためには、朝鮮を国際法体制のなかに登場させることが必要と

イギリスは考えていたのである。

パークスはこういつている。「朝鮮の安全は外国全体との関係に入ることにかかっている。どれか一国との紛争のさいに、朝鮮は多大の関心をもってみられ、それが朝鮮の最善の保護となるであろう。」(F. O.46, 190, No.24, 8 Feb. 1875. 石井孝『明治初期の日本と東アジア』有隣堂、1982年、296頁より再引)

パークスは、日本が交渉団を派遣する以前の75年12月の段階で、列強による共同行動の可能性を探っていた。しかし、イギリス本国は領土紛争の危険を侵して朝鮮の一部を占領することはすでに否定していたが、ペリー方式の使節を派遣することも不本意な戦争に巻き込まれる恐れがあるとして拒絶した。結果として、朝鮮問題においてイギリスが主導権を握ることは認められなかったのである。

フランスとアメリカが失敗し、イギリスが開国交渉に消極的になったことにより、欧米のどこか一国が朝鮮を開国する可能性はほとんどなかった。その可能性があるのは、日本だけであったのである。日本は、江華島事件後における黒田の朝鮮派遣を「コモドルベルリが下田に来る如きの処置」として、「平和の主意」による交渉であることを列国に説明し、了解を得つつ条約締結交渉を進めたのである。

日朝修好条規の第一条には、日本は朝鮮を独立国と認め、条約を結ぶことが明記されている。つまりこの条約は、朝鮮を万国公法上の国家として承認することにより、ロシアの侵出を牽制する役割を果たしたのである。イギリス・フランスにとって、朝鮮の開国はロシアに対抗する外交的手段を得たという点において、国益と合致していた。イギリスはアジア政策の一部を日本に依存することとなり、東アジアにおける日本の外交的プレゼンスは、ここに至って大きな意味を持つこととなったのであった。

また朝鮮にとっては、日本との条約締結は他の欧米列強との条約締結の可能性を開くものであった。上海の英字紙「ノース・チャイナ・ヘラルド」はつぎのように述べている。

日本が獲得したと言われているのと同じ特権を手に入れようと西洋の諸政府が自国民のためにまもなく交渉に乗り出すことはほぼ間違いない(1876年3月18日)

1877年になればヨーロッパ各国が朝鮮との交渉に入る事が予想される(1876年4月13日)

日本は、それまでアメリカやフランスが失敗した朝鮮との条約締結を実現し、欧米列強が対アジア政策の根拠とする国際公法を、日本がアジア外交において率先して示したのである。

3. 結論 —近代世界システムのサブシステムとしての不平等条約システム—

以上、欧米列強と東アジア諸国との協調と共存、不平等条約体制を維持するための列強間の協調（共同利害の擁護）と牽制、という不平等条約システムにおける2つのメカニズムについて論じてきた。

しかし、こうした近代世界システムにおける不平等条約体制の機能については、世界史的な視野からはあまり論じられてこなかったように思われる。

これまでの自由貿易帝国主義論においては、東アジアは、19世紀の世界帝国主義体制において「非公式の帝国」＝不平等条約体制として取り込まれた点をもって、間接的支配下におかれたとして、直接的支配である「公式の帝国」＝植民地化との差異を重視しないか、あるいは、世界における例外的なシステムであるとして軽視されてきたように思われる。世界システム論は、基軸と周辺の格差のなかに近代世界の重層的な支配・従属の構造を見いだしたが、そこにおいて、公式と非公式の支配というふたつの支配・従属構造を並列し、同質視することによって、植民地体制と不平等条約体制との本質的な差異を見逃したのである。

しかし、東アジアにおいて、広大な地域を包含する中国、日本、朝鮮が、不平等条約体制の下で世界資本主義の枠組みのなかに位置づけられたことを、歴史の例外として処理することには大きな無理があるであろう。さらに同様のシステムとして機能したトルコにおけるキャプチュレーションと対比させて考えるなら、アジアの東西の両端において主権を維持する国家として認められた地域が存することに着目することが、世界システム上の機能を考える上で、極めて重要であろう。

近年のアジア近代史研究では、西洋のアジア進出の実態が明らかにされるなかで、主動者・支配者としての西洋と被動者・隷属者としてのアジアという古典的な図式がゆらぎ、当時のアジアをとりまく国際関係の再検討の必要性が指摘されるようになって

きた。

そのなかで不平等条約が果たした歴史的役割に関しても、従来のような主権侵害、民族の危機といった東アジア側の視点からのナショナリスティックな理解に止まらず、欧米とアジアとの間の国際的な関係全体を理解するキーワードとして理解しようとする方向へと、変化してきている。

不平等条約体制は、欧米からの押しつけとしてだけではなく、近代世界システム上のサブシステムとして位置づけられるべきであるように思われる。

東アジアにおいて冊封体制を成立させてきた国家の歴史的な実態が、近代においては、欧米との関係において国家主権を維持することを可能にしつつ、従属的に編成されたことによって、この地域の近代化、西洋化のプロセスにおいて、独自の新たな特質が付与されることになったのである。

ただ、事実の上で植民地化の危機がなかったということと、東アジア側が植民地化の危機を感じていた、ということは別の問題である。東アジアにおいては、条約締結の過程において示されたヨーロッパの軍事力に象徴される「西洋の衝撃」は、植民地化の危機の意識として定着し、こののち、ヨーロッパに対抗していくナショナリズムの原動力になっていったことを見落とすべきではないことを付言しておきたい。

（参考文献）

- 服部之総『黒船前後・志士と経済』岩波文庫、1981
 毛利健三『自由貿易帝国主義』東大出版会、1878
 関口・石井編『世界市場と幕末開港』東大出版会、1982
 石井寛治『近代日本とイギリス資本』東大出版会、1984
 加藤祐三『黒船前後の世界』（1985、岩波書店・1994、ちくま学芸文庫）
 ヘッドリック『帝国の手先』日本経済評論社、1989
 濱下武志『近代中国の国際的契機』東大出版会、1990
 小風秀雅『帝国主義下の日本海運』山川出版社、1995
 杉山伸也編『近代アジアの流通ネットワーク』創文社、1999
 古田和子『上海ネットワークと近代東アジア』東大出版会、2000
 小風秀雅編『近代日本と国際社会』放送大学教育振興会、2004

◇ 質疑応答

フロアー（淑明）：当時、日本が国際的なサブシステムについてどのような認識を持っていたのか。またイギリス、フランス、アメリカなどサブシステムの主体である欧米国家が、サブシステムに対する認識を持っていたのか。東アジアにおける協調のための国際的なシステムはいろいろな国間でどう見えていたのか。そういう二つの面から先生の見方をお願い致します。

報告者：そのようなサブシステムが存在し、また、欧米がサブシステムを利用しているという日本側の認識はありました。それは、条約改正をする際に、どのような手段で条約改正を行うか戦略的に考える場合に、欧米にとってこのシステムは一国一国のものではなく、欧米全体が日本に対して強要しているシステムであり、一様に全ての欧米列強が権利を享受している、受け止めている、利用しているシステムなので、不平等条約を改正するには一国と交渉しても意味が無く、全ての国と交渉しなければならないことを日本は明確に認識しています。それが中国や朝鮮の場合においても、そのシステムを利用して経済進出、通商貿易を行っているということについては明確に認識しています。中国の場合、必ずしも不平等条約を改正しなければならないという政策は明確に出てきません。ところが日本側はこの不平等条約を改正しなければならないという強いナショナリズムが出てきます。それだけに、どうすれば条約を改正することができるのか、という戦略的取り組みを熱心に行っているため、これがサブシステムであるということについては、かなりはっきり認識していると思います。当時、中国と朝鮮は不平等条約を結んでいると同時に中国と朝鮮が宗属関係にあり、2つの国家が非常に強い連携を保ちつつ外交を展開させています。そうすると、朝鮮は中国を無視して不平等条約を改正できません。そして、中国は不平等条約を不平等とは思っていない国です。そういう意味で、サブシステムに対する認識と、それに対する対応の仕方はかなり違っていると思います。それが共通性と再生の問題で繋がってくるのではないかと思います。もう一つの話で言いますと、ナショナリズムの問題は20世紀に入ってから、特に中国や韓国の場合は強くなります。ナショナリズムの源泉になっているのは何なのかと考えた場合、アジアの中で互いを敵視するのではなく、ナショナリズムの相手は常にヨーロッパや欧米列強であり、日清戦争の後から日露戦争までのある時期において、ナショナリズムの中で近代化をしなければならないという認識が韓国に出てきて、また中国の中にも革命性が出てきます。東アジアというものの中で共通してヨーロッパに対抗するナショナリズムが同時期に登場してきている、というところは東アジアの共通性と考えられます。問題はナショナリズムを考える場合、源泉として不平等であるということは、列強からするとそれは共存のためのシステムなのですが、アジア側にとってみれば逆に主権侵害の従属的なシステムです。なので、ナショナリズムが起きてくるのは当然のことで、それが、東アジア全体にナショナリス

ムが起きてくる共通の基盤として不平等条約体制があったと考えておかなければならないと思います。ただし、日露戦争以後の日本ははっきりと立場が変わり、列強の側からアジアに対する政策を展開させます。アジアを分割する側となり、明確に中国や韓国とは立場が変わります。明確な変化ということは、日露戦争後の日本としては意識しなければなりません。ただ、これを19世紀にまで遡って考えてはいけなからと思います。

フロアー（淑明）：先ほど、半植民地についておっしゃいましたが、日本人が今まで中国に対して植民地という認識を持っていたという意味ですか？半植民地というのは半分は植民地だという意味ですか？

報告者：半植民地、という言葉は、中国が自分たちの近代史のことを、半植民地、半封建と言っています。中国史の中で言われていることで、日本がそのように規定しているわけではありません。この場合の半は植民地ではないが植民地に等しいという意味で使っているので基本的に半植民地と言っています。ですが、中国研究者は、中国近代史のことを、ほとんど植民地であったと考えているということです。

フロアー（淑明）：それでは、不平等条約を通じての植民地に対する認識の差が中国と日本の間にありますか、それについてはどのようにお考えですか。

報告者：中国と日本が不平等になったのは、日清戦争後の日清講和条約です。ただし、日本は中国を植民地化する実力、軍事的実力は当時ありませんでしたし、投資する経済的実力がありませんでした。不平等条約を中国に対して強制して日本が利益を得る実力が全く無いのです。何のためにやったかという、他の国のためにやったのです。不平等条約というのは、ある一国が結ぶとその条約で結んだ特権が自動的に他の国にも適用されることになるので、日本が条約を結ぶと他の欧米列強が特権を持つことになります。なので、日本は欧米列強のために条約を結ぶのです。日本にとってのメリットは無いのです。実際に日本が軍事的、経済的実力がつくのは、第一次世界大戦後だと思います。ここになって初めて、日本は中国に対して経済投資をして、そこから利益を得られるような経済的実力を持つに至ったと思います。なので、常に日本は列強を見ているわけです。日清修好条規のときも、日清講和条約の時もです。自分のメリットもあるかもしれませんが、それよりも列強の代理としてアジアに対して条約を結び、一番得をするのは列強という外交の行動様式をアジアに対して何度もとっています。その意味では行動パターンとして不平等条約体制の外に居るといえなくも無いのですが、だからと言って日本が列強と対等な関係にあったことは全然ありません。対等な関係に達するために、アジアに対して列強の代理の役割を果たそうとしています。果たすことによって条約改正になるべく近づこうとする、という意味での脱亜の行動をとろうとしています。やらざるを得なかった状況、というよりもむしろ、その状況を積極的に利用しようと

していたのが、当時の政権担当者の意識としてあります。

フローア（淑明）：先生の表現の中で不平等条約の持つ意味として経済的には不平等ですが、政治的には国家の権利を認めている点で対等だとおっしゃっていました。私は素人としてその論理が可能なのかなと疑問を抱きました。

報告者：これは、ヨーロッパの論理です。ヨーロッパがアジアに対して条約を結んでいるということは植民地化をお互いに監視しあっているわけです。お互いに監視

し合っている論理として、そのように主張しています。そして、日本も不平等な朝日条約を結ぶときにはヨーロッパに対してヨーロッパの論理を説明しています。ただ、当時の朝鮮と日本の関係は甘いものではなく、アジアにおける主導権争いが中国との間にあり、朝鮮国における主導権争いがこのころから始まりますが、これは別の問題です。私が申し上げたのは、世界史のサブシステムとして持っていた側面です。アジア内部では別の問題です。

こかぜ ひでまさ／お茶の水女子大学人間文化研究科 国際日本学専攻 教授